

(平成30年5月17日提出)

平成30年5月議会臨時会議案

新 潟 市

平成30年5月議会臨時会議案

目 次

議案第44号	平成30年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第45号	市長専決処分について	5

議案第 4 4 号

平成 3 0 年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8 3, 0 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8 0, 5 8 3, 0 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 5 月 1 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		59,619,146	102,800	59,721,946
	1 国庫負担金	47,567,222	102,800	47,670,022
20 県支出金		17,982,035	197,079	18,179,114
	3 委託金	1,343,550	197,079	1,540,629
24 繰越金		1	31,800	31,801
	1 繰越金	1	31,800	31,801
26 市債		51,176,700	51,400	51,228,100
	1 市債	51,176,700	51,400	51,228,100
歳入合計		380,200,000	383,079	380,583,079

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,060,742	197,079	42,257,821
	4 選挙費	332,767	197,079	529,846
6 農林水産業費		6,344,568	186,000	6,530,568
	3 水産業費	464,240	186,000	650,240
歳 出 合 計		380,200,000	383,079	380,583,079

第2表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港施設災害復旧事業費	51,400	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 5 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を得たい。

平成 3 0 年 5 月 1 7 日提出

新潟市長 篠田 昭

記

（平成 2 9 年度分）

専決第 2 号 平成 2 9 年度新潟市一般会計補正予算（第 8 号）専決処分書

専決第 3 号 平成 2 9 年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第 4 号）専決処分書

（平成 3 0 年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第2号

平成29年度新潟市一般会計補正予算（第8号）専決処分書

平成29年度新潟市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,410,702千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ407,541,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月23日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		89,345	102,145	191,490
	1 利子割交付金	89,345	102,145	191,490
7 道府県民税所得割臨時交付金		12,879,149	128,362	13,007,511
	1 道府県民税所得割臨時交付金	12,879,149	128,362	13,007,511
8 地方消費税交付金		14,046,925	310,318	14,357,243
	1 地方消費税交付金	14,046,925	310,318	14,357,243
10 自動車取得税交付金		544,059	292,385	836,444
	1 自動車取得税交付金	544,059	292,385	836,444
14 地方交付税		53,446,227	371,964	53,818,191
	1 地方交付税	53,446,227	371,964	53,818,191
19 国庫支出金		65,725,773	1,063,000	66,788,773
	2 国庫補助金	19,093,729	1,063,000	20,156,729
24 繰越金		303,665	142,528	446,193
	1 繰越金	303,665	142,528	446,193
歳入合計		405,130,435	2,410,702	407,541,137

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		62,950,858	4,940,000	67,890,858
	2 道路橋りょう費	28,447,146	4,940,000	33,387,146
11 公債費		41,127,944	2,529,298	38,598,646
	1 公債費	41,127,944	2,529,298	38,598,646
歳 出 合 計		405,130,435	4,940,000 2,529,298	407,541,137

専決第3号

平成29年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第4号）専決処分書

平成29年度新潟市の公債管理事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,529,298千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,622,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月23日

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		44,675,260	2,529,298	42,145,962
	1 他会計繰入金	41,107,944	2,529,298	38,578,646
歳入合計		59,151,412	2,529,298	56,622,114

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		59,151,412	2,529,298	56,622,114
	1 公債費	59,151,412	2,529,298	56,622,114
歳 出 合 計		59,151,412	2,529,298	56,622,114

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 47 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 12」に改める。

附則第 8 条の 2 第 3 項を削り、同条第 4 項中「附則第 15 条第 2 項第 7 号」を「附則第 15 条第 2 項第 6 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項から第 12 項までを 1 項ずつ繰り上げ、同条第 13 項中「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 8 第 2 項」に改め、同項を同条第 12 項とする。

附則第 8 条の 3 第 4 項中「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 8 第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれかに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合は，3月以内に提出することができなかつた理由

附則第9条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め，同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め，同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め，同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に，「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に，「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第10条の見出し及び第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め，同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に，「にあつては」を「には」に改め，同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に，「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め，同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第11条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平

成 3 2 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 8 条の見出し及び第 1 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

附則第 1 9 条（見出しを含む。）中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 3 0 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 9 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 3 0 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 9 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。